

5月報道資料

八千代市

1. 件名（情報）・題名

令和4年八千代市議会第2回定例会

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

(1) 会期（25日間）

5月31日（火）	開 会
6月 7日（火）	一般質問
6月 8日（水）	一般質問
6月 9日（木）	一般質問
6月10日（金）	一般質問・質疑
6月14日（火）	常任委員会（総務・文教経済）
6月15日（水）	常任委員会（福祉・都市）
6月24日（金）	総括審議

(2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	1 件
・ 補正予算案	2 件
・ 専決処分の承認案	3 件
・ 議決事件の一部変更案	3 件
・ 路線の認定案	1 件
・ 人事案	1 件
・ 諮問	1 件
計	12 件

3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和4年度八千代市補正予算（案）の概要（議案第2号及び議案第3号）
- ・ 令和4年度八千代市補正予算の概要（議案第5号）

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- 八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5
- ・ 総務部総務課 電話：047-421-6711
 - ・ 財務部財政課 電話：047-487-5112

付 議 す べ き 事 件

- 1 八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について
地方税法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

- 2 令和4年度八千代市一般会計補正予算（第2号）

補正額	12億8,466万6千円
補正後の額	671億 748万6千円

- 3 令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 4 専決処分の承認を求めることについて
(八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について)
地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

- 5 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度八千代市一般会計補正予算（第1号）)

- 6 専決処分の承認を求めることについて
(固定資産評価員の選任について)
八千代市固定資産評価員の選任について専決処分したので、承認を求めたい。

- 7 議決事件の一部変更について
(八千代市上下水道局庁舎等整備(建築)工事)
工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

- 8 議決事件の一部変更について改正する条例の制定について
(八千代市上下水道局庁舎等整備(電気設備)工事)
インフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（電

気設備) 工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

9 議決事件の一部変更について

(八千代市上下水道局庁舎等整備(機械設備)工事)

インフレスライド条項に基づき, 八千代市上下水道局庁舎等整備(機械設備) 工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

10 路線の認定について

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

11 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和4年7月9日付けで任期満了となることに伴い, 次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。

(諮問)

1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和4年9月30日付けで委員の任期が満了となることに伴い, 次期人権擁護委員を推薦いたしたく, 議会の意見を求めるもの。

令和4年第2回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	7 頁
議案第 3 号	令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 頁
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）	9 頁
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号））	13 頁
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて （固定資産評価員の選任について）	15 頁
議案第 7 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事）	17 頁
議案第 8 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事）	19 頁
議案第 9 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事）	21 頁
議案第 10 号	路線の認定について	23 頁
議案第 11 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	25 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	27 頁

2

議案第 1 号

八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について
八千代市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例等の一部を改正する条例

(八千代市税条例の一部改正)

第 1 条 八千代市税条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 5 号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第 3 4 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」

を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければならない」を「付記しなければならない」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（）」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62

項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第34条を削る。

（八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和3年八千代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、八千代市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中八千代市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第34条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。

）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中八千代市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和3年八千代市条例第16号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中八千代市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。

）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべき第1条の規定による改正前の八千代市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のおり専決処分したので承認を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月31日専決

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同

条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第19条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第22条中「、附則第19条の2」を「、附則第19条、第19条の2」に改める。

附則第22条の2中「第15項、第19項、第21項、第26項、第29項」を「第14項、第18項、第20項、第25項、第28項、第32項」に、「第34項、第37項から第39項まで」を「第35項、第36項」に、「第43項」を「第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則



議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市固定資産評価員の選任について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

固定資産評価員の選任について

八千代市固定資産評価員に次の者を選任する。

令和 4 年 3 月 2 9 日専決

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 林 雅 也

住 所 千葉県千葉市緑区おゆみ野

提案理由

八千代市固定資産評価員の選任について専決処分したので、承認を求めたい。

議案第7号

議決事件の一部変更について

令和3年7月6日に議決された議案第10号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前	729,300,000円
変更後	749,725,900円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 8 号

議決事件の一部変更について

令和 3 年 7 月 6 日に議決された議案第 1 1 号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前	1 9 9, 6 5 0, 0 0 0 円
変更後	2 0 6, 0 4 7, 6 0 0 円

提案理由

インフレスライド条項に基づき，八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第9号

議決事件の一部変更について

令和3年7月6日に議決された議案第12号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

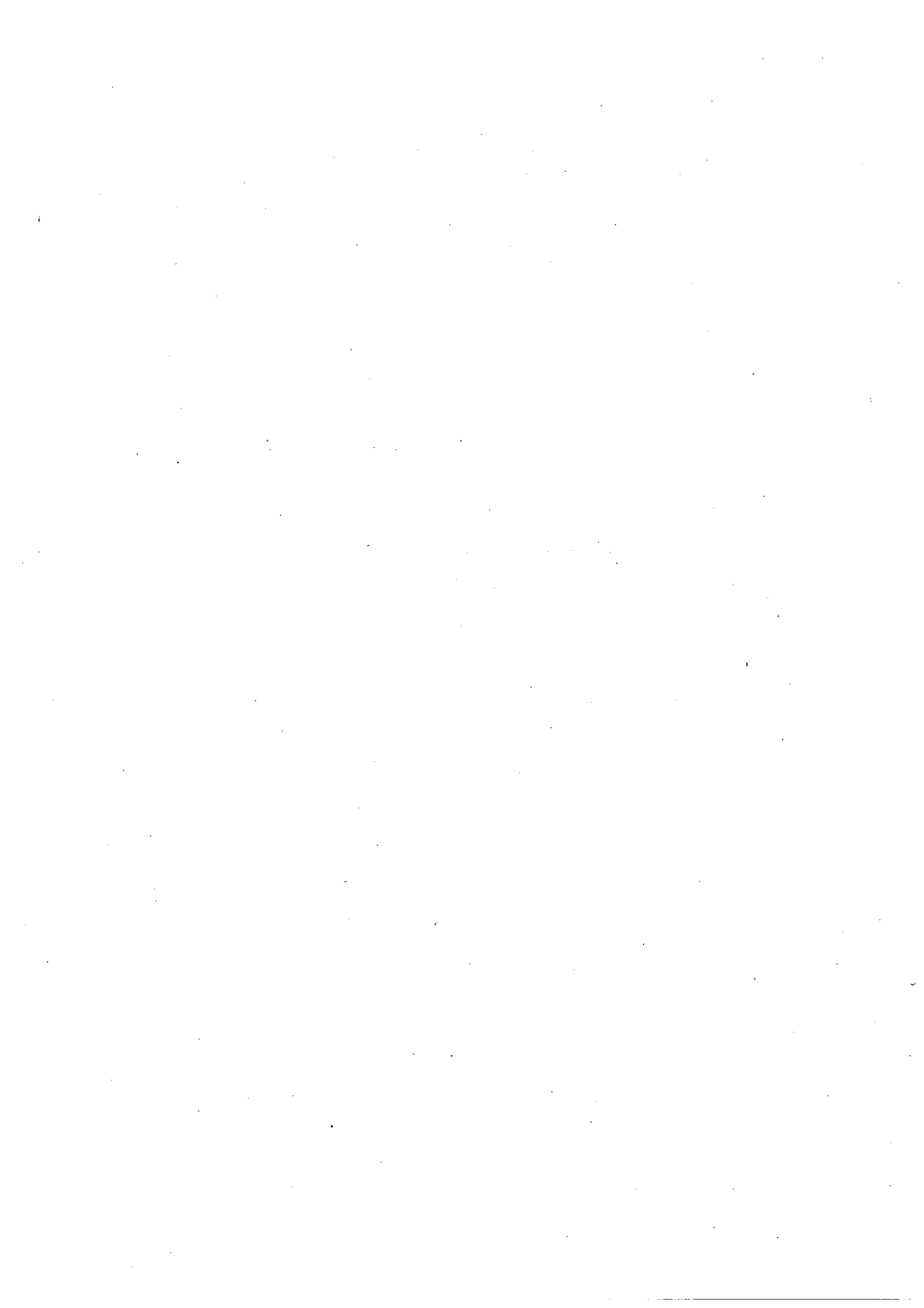
契約金額

変更前 186,450,000円

変更後 188,401,400円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第10号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
220132	高津 140号線	高津字宮ノ前 342番45	高津字宮ノ前 342番42		
220133	高津 141号線	高津字宮ノ前 320番75	高津字宮ノ前 320番82		
400519	緑が丘西 140号線	緑が丘西六丁目 12番78	緑が丘西六丁目 12番76		
700578	上高野 205号線	上高野字大野 1332番99	上高野字大野 1332番98		
700579	上高野 206号線	上高野字大野 1289番166	上高野字大野 1289番148		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第11号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

八千代市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 足立順子
住所 千葉県浦安市舞浜

提案理由

令和4年7月9日付けで任期満了となることに伴い、次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒沢 崇
住所 千葉県八千代市八千代台東

令和4年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第2号	一般会計補正予算(第2号)	65,822,820	1,284,666	67,107,486
	国民健康保険事業特別会計	15,706,666	-	15,706,666
議案第3号	介護保険事業特別会計(第1号)	14,223,082	-	14,223,082
	墓地事業特別会計	42,550	-	42,550
	後期高齢者医療特別会計	2,956,965	-	2,956,965
計		98,752,083	1,284,666	100,036,749

※令和4年6月

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	29,878,716		29,878,716
2	地方譲与税	388,462		388,462
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	159,000		159,000
5	株式等譲渡所得割交付金	129,000		129,000
6	法人事業税交付金	314,000		314,000
7	地方消費税交付金	4,484,000		4,484,000
8	ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9	環境性能割交付金	68,000		68,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	393,187		393,187
11	地方特例交付金	178,267		178,267
12	地方交付税	1,674,307		1,674,307
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	566,410		566,410
15	使用料及び手数料	1,528,022		1,528,022
16	国庫支出金	12,215,136	885,297	13,100,433
17	県支出金	5,112,452	70	5,112,522
18	財産収入	25,249		25,249
19	寄附金	158,802		158,802
20	繰入金	843,831	395,113	1,238,944
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	2,729,178	9,786	2,738,964
23	市債	4,391,800	△5,600	4,386,200
24	自動車取得税交付金	1		1
計		65,822,820	1,284,666	67,107,486

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	387,614		387,614
2	総務費	7,446,176	72,505	7,518,681
3	民生費	29,193,930		29,193,930
4	衛生費	6,320,860	189,401	6,510,261
5	労働費	11,903		11,903
6	農林水産業費	353,965	16,390	370,355
7	商工費	468,573	849,200	1,317,773
8	土木費	3,559,092		3,559,092
9	消防費	2,126,621		2,126,621
10	教育費	9,889,407	157,170	10,046,577
11	公債費	5,781,873		5,781,873
12	諸支出金	182,806		182,806
13	予備費	100,000		100,000
計		65,822,820	1,284,666	67,107,486

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る国庫負担金の増額	285,971	189,401	475,372	健康づくり課
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	【新規】 新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金の追加	0	691,130	691,130	商工観光課 外6部署
	社会資本整備総合交付金	【新規】 道路補修事業に係る国庫補助金の追加	0	9,671	9,671	土木維持課
	道路メンテナンス事業補助金	橋梁補修事業に係る国庫補助金の減額	117,999	△4,905	113,094	土木維持課
県支出金	心のバリアフリー教育推進事業補助金	【新規】 県指定校(高津小学校)における心のバリアフリー教育推進事業に係る県補助金の追加	0	70	70	保健体育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	526,279	395,113	921,392	財政課
諸収入	間接負担金	雇用保険料率改定に伴う間接負担金の増額	2,969	1,005	3,974	職員課
	謝礼金・見舞金・協力金	民間開発等埋蔵文化財調査の増に伴う民間開発等埋蔵文化財調査協力金の増額	18,408	8,781	27,189	文化・スポーツ課
市債	市道整備事業債	道路補修事業に係る市債の減額	250,200	△8,700	241,500	土木維持課
	橋梁整備事業債	橋梁補修事業に係る市債の増額	75,100	3,100	78,200	土木維持課
補正額合計				1,284,666		

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	非常勤職員等共済費	雇用保険料率改定に伴う共済費の増額	12,657	2,505	15,162	職員課
	市税過誤納還付金	市税過誤納還付金の増額	102,600	70,000	172,600	納税課
衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る経費の増額	285,971	189,401	475,372	健康づくり課
農林水産業費	農業の郷運営管理事業	【新規】 防災道の駅やちよ基本設計等業務委託料の追加	81,537	16,390	97,927	農政課
商工費	中小企業経営支援事業	【新規】 キャッシュレス決済ポイント付与業務委託料の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	0	849,200	849,200	商工観光課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	教育振興事業	【新規】 修学旅行等中止時負担費用補助金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	6,035	13,000	19,035	指導課
	就学児童援助事業	【新規】 就学児童臨時特別援助事業に係る扶助費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	32,245	8,000	40,245	学務課
	就学生徒援助事業	【新規】 就学生徒臨時特別援助事業に係る扶助費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	43,427	4,500	47,927	学務課
	会計年度任用職員人件費	民間開発等埋蔵文化財調査の増に伴う会計年度任用職員人件費の増額	156,653	5,489	162,142	職員課
	民間開発等埋蔵文化財調査事業	民間開発等埋蔵文化財調査の増に伴う経費の増額	7,368	3,292	10,660	文化・スポーツ課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	公民館維持管理事業	【新規】 睦及び勝田台公民館空調設備等更新工事請負費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	46,305	71,729	118,034	八千代台東南公民館
	郷土博物館維持管理事業	【新規】 郷土博物館トイレ衛生環境整備工事請負費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	7,732	2,841	10,573	郷土博物館
	文化施設運営管理事業	【新規】 八千代台及び勝田台文化センタートイレ衛生環境整備工事請負費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	174,184	14,795	188,979	文化・スポーツ課
	青少年施設運営管理事業	【新規】 ガキ大将の森キャンプ場トイレ衛生環境整備工事請負費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	11,934	550	12,484	生涯学習振興課
	学校体育事業	【新規】 県指定校(高津小学校)における心のバリアフリー教育推進事業に係る経費の追加	1,053	70	1,123	保健体育課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	体育施設管理 事業	【新規】 体育施設トイレ衛生環境整備工事請負費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	204,623	32,904	237,527	文化・スポーツ課
補正額合計				1,284,666		

○一般会計の補正内容

地方債の補正

【変更】

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市道整備	250,200	241,500
橋梁整備	75,100	78,200

○介護保険事業特別会計の補正内容

債務負担行為

件名	期間	限度額	内容
大和田地域包括的支援事業業務委託	R4～R5	50,469千円の範囲内	大和田地域包括的支援事業業務の委託

令和4年度八千代市補正予算の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第5号	一般会計補正予算(第1号)	65,260,000	562,820	65,822,820
	国民健康保険事業特別会計	15,706,666	-	15,706,666
	介護保険事業特別会計	14,223,082	-	14,223,082
	墓地事業特別会計	42,550	-	42,550
	後期高齢者医療特別会計	2,956,965	-	2,956,965
計		98,189,263	562,820	98,752,083

※令和4年5月20日専決

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	29,878,716		29,878,716
2	地方譲与税	388,462		388,462
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	159,000		159,000
5	株式等譲渡所得割交付金	129,000		129,000
6	法人事業税交付金	314,000		314,000
7	地方消費税交付金	4,484,000		4,484,000
8	ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9	環境性能割交付金	68,000		68,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	393,187		393,187
11	地方特例交付金	178,267		178,267
12	地方交付税	1,674,307		1,674,307
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	566,410		566,410
15	使用料及び手数料	1,528,022		1,528,022
16	国庫支出金	11,652,316	562,820	12,215,136
17	県支出金	5,112,452		5,112,452
18	財産収入	25,249		25,249
19	寄附金	158,802		158,802
20	繰入金	843,831		843,831
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	2,729,178		2,729,178
23	市債	4,391,800		4,391,800
24	自動車取得税交付金	1		1
計		65,260,000	562,820	65,822,820

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	387,614		387,614
2	総務費	7,446,176		7,446,176
3	民生費	28,631,110	562,820	29,193,930
4	衛生費	6,320,860		6,320,860
5	労働費	11,903		11,903
6	農林水産業費	353,965		353,965
7	商工費	468,573		468,573
8	土木費	3,559,092		3,559,092
9	消防費	2,126,621		2,126,621
10	教育費	9,889,407		9,889,407
11	公債費	5,781,873		5,781,873
12	諸支出金	182,806		182,806
13	予備費	100,000		100,000
計		65,260,000	562,820	65,822,820

○一般会計の補正内容

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金	【新規】 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の事業費に係る国庫補助金の追加	0	300,000	300,000	健康福祉課
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金	【新規】 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の事務費に係る国庫補助金の追加	0	34,600	34,600	健康福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)の事業費に係る国庫補助金の追加	0	87,000	87,000	子ども福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)の事務費に係る国庫補助金の追加	0	2,965	2,965	子ども福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)の事業費に係る国庫補助金の追加	0	125,000	125,000	子ども福祉課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)の事務費に係る国庫補助金の追加	0	13,255	13,255	子ども福祉課
補正額合計			/	562,820	/	/

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	一般職員人件費	【新規】 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る一般職員人件費の追加	0	3,000	3,000	職員課
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	【新規】 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費の追加	0	331,600	331,600	健康福祉課
	一般職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)に係る一般職員人件費の追加	0	2,000	2,000	職員課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)に係る経費の追加	0	87,965	87,965	子ども福祉課
	一般職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)に係る一般職員人件費の追加	0	3,000	3,000	職員課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)に係る経費の追加	0	135,255	135,255	子ども福祉課
補正額合計				562,820		